

岩出市
子ども・子育て支援事業計画
(仮称)

基本的な考え方

- 基本理念
- 視点
- 基本目標
- 施策の体系

1. まちづくり計画との関連性

●市制基本コンセプト

岩出市長期総合計画

計画期間 平成23年～平成32年(第2次)

基本理念

“活力あふれるまち ふれあいのまち”

- ①「住んでよかったですと思えるまちをつくる」
 - ②「安全で安心して暮らせるまちをつくる」
 - ③「笑顔あふれるまちをつくる」
 - ④「元気で健康なまちをつくる」
- (1)いきいきと健康に暮らせるまちをつくる
 - (2)充実して暮らせるまちをつくる
 - (3)社会参画と自立のまちをつくる
 - (4)産み育てることのできるまちをつくる

4つの柱



誰もが安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

●現行計画(子育て基本計画)

岩出市次世代育成支援行動計画

計画期間 平成17年～平成26年

基本理念

“子ども 家庭 地域がともに夢をもてるまち いわで”

視点

- ・子どもの視点 ・次代の親づくりという視点
- ・サービス利用者の視点 ・社会全体による支援の視点
- ・仕事と生活の調和実現の視点 ・すべてのこどもと家庭への支援の視点 ・地域における社会資源の効果的な活用の視点 ・サービスの質の視点

基本目標

- ①「子育て家庭を応援するために」
- ②「子どもの健やかな成長を応援するために」
- ③「親と子の学びと育ちを応援するために」
- ④「子どもにとって安全で安心なまちづくりのために」

2. 子ども・子育て支援法に基づく基本指針<子ども・子育て支援の意義>

●子ども・子育て支援法の目的

- ・「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す
- ・すべての子どもの健やかな育ち(発達)を等しく保障することを目指す

●子ども・子育て支援法の対象

- ・障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭が対象

●社会全体で取り組むべき課題

- ①保護者が子育ての第一義的な責任を有することを前提としつつ、実際の子育て経験を通じて親として成長できるよう支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援が必要(「親育ち」)
- ②乳幼児期は、人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、発達に応じた適切な保護者の関わりや質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じ、健やかな発達を保障することが必要
- ③社会のすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働しそれぞれの役割を果たすことが必要

●関係施策との連携

- ・ワーク・ライフ・バランス
- ・児童虐待防止対策の充実
- ・ひとり親家庭の自立支援の推進
- ・障害児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実

【基本指針からのキーワード】

- | | |
|--------------|--------------|
| ・「子どもの最善の利益」 | ・「社会全体で取り組む」 |
| ・「子どもの視点」 | ・「親育ち」 |
| ・「一人一人平等に」 | ・「質の高い教育・保育」 |
| ・「健やかな育ち」 | |

●基本理念(案)

岩出市次世代育成支援行動計画(現行計画)

“子ども 家庭 地域がともに夢をもてるまち いわで”



岩出市子ども子育て支援事業計画<仮称>(新計画)

“子ども 家庭 地域がともに夢をもてるまち いわで”

(提案理由)

子ども・子育て支援法の基本指針における理念と岩出市次世代育成支援行動計画(後期計画)の理念や視点は、基本的に合致していることから、前計画の理念を岩出市の目指すべき姿として継承していきたい。

●基本的な視点(案)

■一人一人の子どもを尊重する視点■

- ・子ども一人一人の生命と人権が尊重され、幸せに育つことを保障
- ・障害、疾病、虐待、貧困など特に社会的な支援が必要な家庭に対して、子どもへの最善の利益がもたらされるよう配慮

■次代の親を育む視点■

- ・子どもは次代の親となるという認識のもと、すべての子どもの健やかな育ちを保障するために、乳幼児期、学童期、思春期などの特性を踏まえ、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援の提供

■親育ちを支援する視点■

- ・妊娠・出産期からの切れ目のない支援、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような取組を推進
- ・子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることで保護者が自己肯定感を持って子どもと向き合えるような取組の推進

■地域全体が子育てを支援する視点■

- ・保護者が子育てについての責任を有する基本認識の下に、子育て家庭を社会全体(職場、地域、学校、行政)が協働して支える仕組みづくりを推進
- ・男女がともに子育てに関わることができるよう、働き方を見直し、仕事と子育ての調和を実現するための取組の推進

次世代育成支援行動計画(現行計画)視点

■子どもの視点■

- ・すべての子どもの生命と人権が尊重され、幸せに育つことが保障されなければなりません。また、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮が必要

■次代の親づくりという視点■

- ・子どもたちが次代の親となり、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った取り組みを推進

■サービス利用者の視点■

- ・多様化する個別ニーズに柔軟に対応できるように柔軟かつ総合的な取り組みの推進

■社会全体による支援の視点■

- ・保護者が子育てについての責任を有する基本認識の下に、国及び県、市、企業、地域社会を含めた社会全体が協働のもとに支援

■仕事と生活の調和実現の視点■

- ・働き方を見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することを社会全体の運動としてとらえ、関係者が連携して推進することが必要

■すべての子どもと家庭への支援の視点■

- ・広くすべての子どもと家庭への支援を推進

■地域における社会資源の効果的な活用の視点■

- ・地域において活動を行う様々な活動団体の資源を十分かつ効果的に活用することが必要

■サービスの質の視点■

- ・広くすべての子どもと家庭が必要に応じて適切なサービスを利用ができるよう、総合的な子育て施策を推進

●基本目標(案)

| | 主な施策 | 次世代育成支援行動計画の個別施策 |
|---|---|--|
| <p>■安心して子どもを産み育てる環境をつくります■</p> <p>【特に重視される観点】親育ちを支援</p> <p>【キーワード】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠出産期から切れ目ない支援 ・保護者が自己肯定感をもって子どもと向き合える ・子育てに喜びや生きがいを感じる ・保護者の主体的な子育て | <ul style="list-style-type: none"> ○子育て相談・情報提供の充実 ○子どもと親の健康づくりの推進 ○小児医療体制の充実 ○子育て家庭の経済的負担の軽減 ○子どもが遊べる環境の整備 | 1-1-(4) 子育て支援に関する情報提供サービスの確立 1-4-(1)子育てに対する経済的支援 2-1-(1)子どもや母親の健康の確保 2-1-(2)小児医療の充実 2-1-(3)食育の推進 4-1-(1)安全な道路交通環境の整備 4-2-(1)子どもが安心して遊べる環境の整備 |
| <p>■地域で子育て家庭を支える環境をつくります■</p> <p>【特に重視される観点】地域全体が子育てを支援</p> <p>【キーワード】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕事と子育ての両立(ワーク・ライフ・バランス) ・安全・安心なまちづくり ・社会全体で取り組む | <ul style="list-style-type: none"> ○地域子育て支援事業の充実 ○仕事と子育ての両立の推進 ○地域における子育て支援のネットワークづくりの推進 ○地域における子どもの安全確保の推進 | 1-1-(1)地域における子育て支援サービスの充実 1-1-(3)世代間交流の推進 1-2-(1)子育て支援のネットワークづくり 1-3-(1)男女共同参画による子育ての推進 1-3-(2)仕事と子育ての両立の推進 3-1-(7)子どもを取り巻く有害環境対策の推進 4-2-(2)(3)子どもを事故、犯罪から守るために活動の推進 |
| <p>■子どもの最善の利益を支える環境をつくります■</p> <p>【特に重視される観点】一人一人の子どもを尊重する観点</p> <p>【キーワード】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人一人かけがえのない個性ある存在 ・子どもの健やかな育ちを保障 ・場合によっては適切な社会的養護 | <ul style="list-style-type: none"> ○児童虐待防止など要保護児童対策の推進 ○障害のある子どもと家庭への支援 ○ひとり親家庭への支援 ○子どもの貧困問題への取組の推進 | 1-5-(1)児童虐待防止対策の充実 1-5-(2)障害児施策の充実 1-5-(3)ひとり親家庭等の自立支援の促進 |
| <p>■健全な子どもを育む教育・保育環境をつくります■</p> <p>【特に重視される観点】次代の親を育む観点</p> <p>【キーワード】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園・保育所から小・中学校へつながる一体的な支援 ・教育・保育の一体的提供 ・家庭・地域の教育環境 | <ul style="list-style-type: none"> ○教育・保育施設、地域型保育事業の推進 ○家庭・地域の教育環境の充実 ○子どもの放課後の居場所づくりの推進 ○子どもの健全育成活動の推進 | 1-1-(2)保育サービスの充実 1-1-(4)青少年健全育成事業の推進 3-1-(1)次代の親の育成 3-1-(2)家庭教育に関する学習機会や情報の提供 3-1-(3)幼児・児童教育の充実 3-1-(4)(6)教育環境の整備、子どもの居場所づくりの推進 3-1-(5)思春期保健対策の充実 |

施策の体系

【基本理念】 子ども 家庭 地域がともに夢をもてるまち いわで

